

豊山町告示第48号

豊山町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱を次のように定める。

令和4年8月31日

豊山町長 鈴木 邦 尚

豊山町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、豊山町男女共同参画社会計画の基本理念に基づき、多様性を認め合い、性的少数者の人々を始め誰もが大切なパートナーや家族と共にその人らしく人生を歩んでいける社会の実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で相互に責任を持って協力することを約束した一方又は双方が性的少数者である2人の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）と生計が同一であり、愛情をもってその子を養育すると約束した家族の関係をいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方が町内に住所を有し、又は町内への転入を予定している者
- (3) 配偶者がいないこと及び他の者とパートナーシップの関係がない者
- (4) パートナーシップにある当事者同士が近親者（直系血族、3親等内の傍系血族又

は直系姻族をいう。)でない者。ただし、宣誓しようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く。

- (5) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者は、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子と生計が同一であるもの。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 双方の住民票の写し(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)。ただし、町内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (2) 双方の戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)、独身証明書、婚姻要件具備証明書に日本語訳を付したのもの又は現に婚姻をしていないことを証明する書類(いずれも宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (3) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあっては、パートナーシップにある者の一方の子であることを証明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと町長が認めるときは、これを代筆させることができる。

3 町長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するために、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 在留カード
- (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、宣誓しようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

4 前条第2号に規定する町内に転入予定である者は、宣誓をした日から3か月以内に、住民票の写し等町内への転入を証明する書類を町長に提出するものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書、豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（様式第2号。以下「証明書」という。）及び豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（様式第3号。以下「証明カード」という。）において通称名を使用することができる。

（証明書の交付）

第6条 町長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者がこの告示における要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、証明書及び証明カードを交付するものとする。

（記載事項の変更及び証明書の再交付）

第7条 前条の規定により証明書及び証明カードの交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容記載事項変更届兼証明書等再交付申請書（様式第4号。以下「変更届兼再交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- （1） ファミリーシップが解消されたとき。
- （2） その他宣誓書の記載事項に変更があったとき。
- （3） 証明書又は証明カードを紛失し、き損し、又は汚損したとき。

2 変更届兼再交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- （1） 第4条第3項各号に掲げるいずれかの書類
- （2） 前項第2号に該当するときは、変更があった記載事項が確認できる書類

3 町長は、変更届兼再交付申請書の提出を受けた場合は、証明書又は証明カードを再交付するものとする。

（証明書の返還）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届（様式第5号）に、既に交付を受けた証明書及び証明カードを添えて町長に返還しなければならない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りではない。

- （1） 当事者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合
- （2） 一方が死亡した場合
- （3） 第3条第2号又は第3号の要件に該当しなくなった場合

（証明書の無効）

第9条 町長は、宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書の交付を受けたこと又は証明

書を不正に使用したことが判明したときは、証明書を無効とすることができる。

- 2 町長は、前項の規定により証明書を無効とした場合は、宣誓者に交付した証明書の返還を求めるものとする。
- 3 町長は、必要があると認めるときは、無効とした証明書の交付番号（証明書ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。